

行政相談所

▼日時 8月20日(水)10時～12時

▼場所 二ツ井町庁舎1階小会議室

▼行政相談委員 奈良ひめ子

▼問合せ 地域局総務企画課

Tel 73・2112

※予約不要・無料です。

消防職員採用試験

詳細は能代山本広域市町村圏組合のホームページでご確認ください。



▼試験区分 上級・初級

▼採用予定人数 若干名

▼受験資格など

●上級：平成7年4月2日から16年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業または、令和8年3月31日までに卒業見込みの方

●初級：平成7年4月2日から20年4月1日までに生まれた方で、高校または短期大学を卒業または、令和8年3月31日までに卒業見込みの方

▼試験日・場所 10月19日(日)

能代山本広域交流センター

▼受付期間 8月1日(金)～9

月17日(水)

▼問合せ 消防本部総務課

Tel 52・0403

後期高齢者医療の制度改正に係るコールセンターが設置されました

全世代対応型の社会保障制度を構築するための、制度改正の内容を説明し、理解していただくため、コールセンターが設置されました。

▼設置期間 令和8年3月31日(火)まで(日曜日、祝日、年末年始除く)

▼対応時間 9時～18時

▼問合せ

0120・117・571

子育て・教育

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届について

受給資格のある方(支給停止を含む)に通知書をお送りします。届け出をしなかった場合、8月以降の手当が受給できませんので、受付期間中に忘れずに手続きしてください。また、受給要件に該当しなくなったときや転居したと

児童手当を受給中の方で変更事由があった場合は届け出が必要です

児童手当を受給中の方で、以下の変更事由があった場合は届け出が必要です。申請が遅れた場合、返還金が生じる、または遅れた月分の手当が受給できなくなる場合がありますのでご注意ください。

- ①児童を養育しなくなったとき
 - ②受給者、配偶者または児童の住所が変わった(他の市区町村への転出や海外転出を含む)とき
 - ③受給者、配偶者または児童の氏名が変わったとき
 - ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
 - ⑤受給者の加入する年金が変わった(受給者が公務員になったなど)とき
 - ⑥離婚協議中の受給者が離婚したとき
 - ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
 - ⑧22歳以下の児童を3人以上養育している方で、平成15年4月2日～19年4月1日生まれの児童の養育状況に変化があったとき
- ▶申請場所 子育て支援課、地域局市民福祉課(郵送での手続きを希望する場合はお問い合わせください)
- ▶申請期限 変更事由があった日の翌日から15日以内
- ▶問合せ 子育て支援課 Tel 89-2946

き、振込口座を変更するときなどは速やかに届け出てください。

児童扶養手当現況届

窓口の混雑緩和のため、通知書に記載された指定期間にお越しくください。都合の悪い場合は、8月中にお越しくください。

児童扶養手当を受給してから5年経過している人には、6月に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)」などを送付していますので、現況届と一緒に提出してください。

に提出してください。

▼期間 8月1日(金)～29日(金)

9時～17時(閉庁日除く)

▼場所 子育て支援課、地域局市民福祉課(8日(金)、22日(金)は子育て支援課のみ受付時間を19時まで延長します)

▼問合せ 福祉課

Tel 89・2153

地域局市民福祉課

▼問合せ 子育て支援課

Tel 89・2947

地域局市民福祉課

Tel 73・5500

▼特別児童扶養手当所得状況届

▼期間 8月12日(火)～29日(金)

9時～17時(閉庁日除く)

